

佐世保市テニス協会会則

第1章 総 則

(名称、事務局)

第1条 本会は佐世保市テニス協会と称し、事務局を協会が指定する所在に置く。

(目的)

第2条 本会は佐世保市におけるテニス競技の振興発展と技術の向上を計ると共に、市民の心身の健康増進、体育向上とスポーツ精神の高揚を計ることを目的とする。

(上部団体)

第3条 本会は長崎県テニス協会及び佐世保市スポーツ協会に加盟する。

(事業)

第4条 本会はその目的達成のために次の事業を行う。

- (1) テニス競技大会の開催ならびに技術向上、普及、強化に関する事項。
- (2) 上部団体の実施する国民体育向上に関する諸施策に対する協力。
- (3) その他本会の目的達成に必要な事項。

(組織)

第5条 本会は別に定めるテニス団体または個人を以って組織する。

(事業年度)

第6条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 会 員

(会員の種類)

第7条 本会の会員は次の2種とする。

- (1) 正会員 佐世保市に所在地があるテニス団体、その構成員(佐世保市テニス協会に個人登録を行っており、佐世保市に在住、勤務(在学・留守家族が在住する個人)をいう。
- (2) 特別会員 平成17年3月31日以前に佐世保市テニス協会会員で第7条(1)に該当しない団体、個人をいう。
- (3) 賛助会員 平成17年4月1日以降に登録する佐世保市近隣(県外は除く)の市町村に所在地があるテニス団体及びその構成員たる個人(近隣地域でテニス普及発展の為に佐世保市テニス協会に加盟し、その援助が必要とされる団体、個人)をいう。
- (4) 準会員 保護者の同意ある小、中学生で佐世保市テニス協会に登録した児童個人をいう。

(入脱会)

第8条 本会に入会する場合は文書により申し込むものとする。また、脱会の場合は

その理由を記入して文書で提出しなければならない。

- (1) 入会については理事会の承認を要する。
- (2) 本会に入会した正会員は長崎テニス協会及び九州テニス協会に加盟したことになる。

(会費)

第9条 会費は別に定める金額を毎年4月末日までに納入するものとする。

第10条 本会の運営経費は次に掲げるものを以ってこれに充てる。

- (1) 会員の会費。
- (2) 市または協力団体より交付される補助金ならびに寄付金。
- (3) 事業収入など。

(除名)

第11条 会員にして本会則に違反するか、本会の体面を傷つける行為ありと認められた時は、理事会の決議により除名することが出来る。

第3章 役員

(役員の種類)

第12条 本会に次の役員を置く。
会長 1名、副会長 若干名、理事長 1名、副理事長 2名
事務局長 1名、理事 若干名、監事 2名
顧問を置くこともできる。

(役員選任)

第13条 会長、副会長、理事及び監事は理事会で推薦し、総会において選任する。
また、会長に理事候補の推薦権を与える。
理事長は理事の互選により決定する。
事務局長は理事の中から会長が委嘱する。
顧問は総会の推薦に基づき会長が委嘱する。

(役員の職務)

第14条 会長は本会を代表し、会務を統括し、総会を招集しその議長となる。
副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代理する。
理事は理事会を組織し総会の決議を執行し、かつ会務を処理し理事長が統括する。
事務局長は理事を兼ね、事務、会計を処理する。
監事は本会の会計を監査し、総会、理事会に出席して意見を述べる事ができる。

(役員任期)

第15条 役員任期は2年とし再選を妨げない。

補欠または増員により選任または委嘱された役員の任期は、前任者の残期間とする。

役員は、辞任または、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行う。

第4章 会議

(総会)

第16条 総会の構成員を役員及び役員の在籍が無い正会員(団体)、特別会員(団体)の代表者1名をもって構成する。定期総会は毎年1回開催し、次の議案を付議する。必要に応じ臨時総会を開催することが出来る。

- (1) 前年度の収支決算及び会務報告。
- (2) 当該年度の予算及び事業報告。
- (3) 会則の決定及び改廃。
- (4) 役員の決定及び推薦。

第17条 総会は出席正会員と特別会員の過半数以上の出席で成立し、決議は、出席者の過半数を以って決し、可否同数なる時は議長が決する。
議長は会長が指名する。
議決権は正会員、特別会員とも1会員1個とする。正会員の団体で役員が2名以上の時は、議決権行使者を会議開催以前に表明する。

(理事会)

第18条 理事会は必要に応じ理事長が招集し、次の事項を付議する。

- (1) 総会付議事項。
- (2) 本会の目的達成に必要な事項。
- (3) 会員の入会及び除名。
- (4) 委員会の設置及びその運営に関する事項。
- (5) 上部団体への役員推薦。

第19条 理事会は理事、監事の過半数以上の出席で成立し、議決は出席者の過半数を以って決し、可否同数の時は理事長が決する。理事長に事故ある時は、理事長の指名する理事が代理する。

(委員会)

第20条 本会の業務遂行上必要がある時は、理事会の決議を経て委員会を設けることが出来る。前項の委員会の運営に関する事項は理事会において別に定める。

第21条 委員の任期は必要に応じその都度決定する。ただし、再選を妨げない。

第5章 会則の変更及び施行細則

(会則の変更)

第22条 本会則の変更は総会の決議によらなければならない。

(施行細則)

第23条 本会則の施行に必要な細則は理事会で決める。

(施行の期日)

第24条 本会則は平成10年10月27日から施行する。

昭和58年5月20日 制定

平成3年9月19日 改定

平成10年10月27日 改定

平成17年5月28日 改訂

細 則

1. 本会加盟団体は、毎年4月1日現在の会員名および代表者、連絡責任者などを登録するものとする。

準会員は保護者の同意を必要とする。

2. 本会の主催する競技会に参加する選手の所属団体名(クラブ、職域、学校など)は、本会に登録された名称のみとし、それ以外の名称の使用は認めない。

3. 会則第9条に定める会費は次の金額とする。

(1) 団体登録料 : 1団体 5,000円

大学、高専、短大、高校、中学は団体登録料を免除する。

(2) 個人登録料 : 1人 500円

4. この細則は平成17年2月17日より実施する。

昭和58年5月20日 制定

平成3年9月19日 改定

平成10年9月28日 改定

平成17年2月17日 改訂

平成18年7月12日 改定

県外派遣補助金規定

(この規定については当分の間、施行しない。)

1. 日本テニス協会または九州テニス協会が主催する大会に、長崎県の代表として全国大会または九州大会に派遣される選手を対象とする。

その対象となる大会は理事会で協議の上、別途指定する。なお、日本テニス協会が後援

する全国大会で主催大会と同等と認められるものを指定することができる。

2. 原則として県内予選または九州地区予選を経て出場権を取得した者を対象とし、フリーエントリー大会・種目は対象外とする。
3. 補助金は、当該選手の報告書・申請を受けてから交付する。ただし、申請は大会終了後1か月以内に理事長宛てに行うものとする。
4. 補助金は、県・主催者等他の団体より別途補助金が交付される大会については、補助金の程度により全額または一部を減額する。
5. 補助金の額は理事会で協議の上、別途定める。
6. 本規定は佐世保市テニス協会登録選手に適用される。
7. 本規定の適用に疑義がある場合は理事会で協議決定する。
8. 本規定の適用限度大会数は、**毎年度に九州大会もしくは全国大会の1回とする。**
9. 本規定は平成3年度より適用する。

制定 平成3年9月19日

改定 平成16年5月15日

改定 平成17年2月17日

改定 平成26年6月17日

(補助金規定 付則)

県外派遣補助金交付対象大会および補助金額

I. 交付対象大会

規定1項に基づく対象大会を次のとおり定める。

大会名称	協会名	主催・後援
国民体育大会	日本テニス協会	主催
〃 九州予選大会	九州テニス協会	主催
全日本都市対抗テニス大会(注1)	日本テニス協会	主催
〃 九州予選大会	九州テニス協会	主催
全日本テニス選手権大会(注2)	日本テニス協会	主催
全国小学校テニス選手権大会	日本テニス協会	主催
〃 九州予選大会	九州テニス協会	主催
全国中学校テニス選手権大会	日本テニス協会	主催
全日本ジュニアテニス選手権大会	日本テニス協会	主催
RSK全国ジュニアテニス大会(旧植杯)	日本テニス協会	主催
ダンロップジュニア全校九大会	日本テニス協会	主催
中牟田杯全国選抜ジュニア	日本テニス協会	主催
全日本マスターズ全国大会	日本テニス協会	主催

全日本スポーツレクレーション祭 全国大会	日本テニス協会	主催
ねんりんピックテニス大会 全国大会	すこやか長寿財団	主催

(注1) 原則として総額5万円とする。予算成立までに出場の有無を決定する。

(注2) 原則として総額5千円を補助する。

II. 補助金額

規定5項に基づく金額を地区(県)別に次のとおり定める。

地 区	県	金 額
九州地区	佐賀県	補助なし
	福岡・熊本県	5,000円
	大分・宮崎・鹿児島県	10,000円
	沖縄県	20,000円
中国地区	山口県	5,000円
	その他	10,000円
近畿・東海・北信越・四国地区	全府県	15,000円
東海地区以遠	全都道府県	20,000円

注:スポレク、ねんりんピック大会の補助金は総額¥10,000円とする。

III. 減額基準

規定4項により、上記金額を次のとおり減額する。

大 会 名 称	減 額 率
国民体育大会(全国大会・九州予選大会)	100%
全日本都市対抗九州予選大会	(補助金なし。)
都市対抗全国大会	50%
全日本テニス選手権大会	
全国マスターズ大会	50%

IV. 運用細則

1. 大学・高専・高校生は対象としない。
2. 佐世保市スポーツ振興補助金は本補助金とは無関係とする。

制定 平成3年9月19日

改定 平成10年9月28日

改定 平成16年5月15日

改定 平成17年2月17日

改定 平成24年7月12日

改定 令和5年6月2日

令和5年度役員

役職	氏名	所属	担当部
会長	南須原 秀 矩	STAC	
副会長	山 本 義 秀	十八親和テニスクラブ	
副会長	田中丸 喜 保	佐世保 玉屋	
理事長	田 島 高 明	STAC	総 括
副理事長			
理 事	倉 満 薫	十八親和テニスクラブ	総務部(会計)
理 事			総務部(事務局)
理 事	中 島 史 郎	JOY・NEXT	事 業 部
○理 事	山 口 大 輝	十八 親和銀行	事 業 部
理 事	川 尻 佳 嗣	佐世保市役所	事 業 部
理 事	角 田 よう子	STAC	事 業 部(女子部)
理 事	徳 吉 剛	長崎国際大学	事業部(ジュニア担当)
理 事	熊 丸 一 平	佐世保北高	事業部(ジュニア担当)
理 事	森 山 英 文	佐世保北中	事業部(ジュニア担当)
理 事	山 高 直 史	長崎国際大学	事業部(ジュニア担当)
○理 事	何 青	佐世保クラブ	事 業 部
○理 事	緒方 七三男	十八親和テニスクラブ	事 業 部
○理 事	畑 中 悟	シーフレンズ	事 業 部
理 事	川 口 健 一	海自佐世保	事 業 部
理 事	上 赤 美智子	STAC	事 業 部(女子部)
理 事	岩 崎 香	STAC	事 業 部(女子部)
○理 事	古 賀 正 敏		事 業 部
理 事	原 田 賢	フォレストテニスクラブ	事 業 部
○理 事	中 里 守 孝	ルネサンス佐世保	事 業 部
監 事	古 閑 宏 行	佐世保重工	監 査
監 事	池 上 治 夫	シーフレンズ	監 査

○印 新規役員